

『古記大全』朝倉義景感状に

ついでの一考察

真野 幹也

一、はじめに

青森県弘前図書館所蔵文献『古記大全』^①の中に「岡文左衛門所持の古文書」の写しがある。本稿では「岡左内朝倉義景感状」とする。本感状は、岡左内が元龜元年の姉川合戦で手柄を挙げ、朝倉義景から直状^②を賜わったものとしている。しかし本文中については、看過できない箇所が見受けられ、他の義景感状と校合していく過程で疑義が生ずる。従来姉川合戦の勲功を褒賞する朝倉義景感状は、管見の限りに於いて存在しない。白川亨氏^③によって紹介された感状は、その内容について検証される事はなかった。『古記大全』は、文書写しという性質上、朝倉義景感状が発給された年代よりも相当下る。書札礼上「岡左内

朝倉義景感状」は、他の義景感状には見られない、「〱状如件」の書止文言が用いられている。朝倉義景感状の書止文言に於ける特徴として、「恐々謹言」「謹言」「者也」「勿如件」の4パターンで構成される。敬称は、「殿」「とのへ」「トノへ」の二種である。戦国期の書札礼は、『細川家書札抄』^④、『大館常興書札抄』^⑤、伊勢流故実、小笠原流故実を参照し東国地方を中心に伝播した。朝倉氏は明白な参照書札礼は看取できないものの、英林孝景時代の発給直状を見て、書止文言の厚薄の徴証が散見される。朝倉氏は比較的室町中期の段階で書札礼が整備されつつあったものと推測できる。義景の時代に下って、書止文言の宛所に付す敬称のパターンが豊富となる。従来からある義景感状と「岡左内朝倉義景感状」を書札礼という観点から列挙配列・比較校合する事により、その疑義を明らかにする事ができるものと考えている。猶、従来の朝倉義景感状も検証する事を試みる。

二、岡左内朝倉義景感状

「岡左内朝倉義景感状」について、『古記大

全』の記載通り掲出する。^⑥

【史料一】「岡文左衛門所持ノ古文書」

「去六月廿八日於姉川合戦之刻坂井岡

書採首其外種々之働無比類忠節

之段別而感入候此已後猶可相抽粉

骨候状如件

元龜元

七月朔日 義景(花押)

岡左内殿

文書中に記載された「姉川合戦」や「坂井岡書」を検証する前に宛所の人物である岡左内についてふれておきたい。岡左内は『群書系図部集』巻第二百二十九に「若狭武田家」の姻族とされる山縣家に比定できるであろう。山縣氏は若狭武田氏の子女の嫁ぎ先であり、特に室町期には婚姻を数代に亘り重ねた一族である。『群書系図部集』「山縣系図」本文中に「岡左内秀俊」とあり、『若狭岡文書』^⑦にも「初、山縣右馬介秀俊」と山縣姓から岡姓に変わった事が記載されている。岡左内が越前に落ち延びた経緯は定かではないが、武田信方と対立していた元明が、敦賀郡司である

朝倉景恒の説得に応じ永禄十一年に越前にやつて来た時期と同じくして来越した可能性がある。朝倉義景が武田彦五郎信方に書き送った書状は、永禄から元龜年間迄の間に三通⁸現存するが、若狭武田家の内紛に義景が関与する状況を如実に伝えている。朝倉家と若狭武田家の関係を示すものとして、時代は下るが『朝倉盛衰記』⁹中「朝倉家士座列并素性之事」に、「武田中務大輔」とあり、武田一族のいずれかの者が朝倉家に庇護されている事が後代の文献からも読み取ることができよう。しかし、岡左内が朝倉家に庇護されていたか否かを証明できる一次史料が存在しておらず、越前国内在住の確認は得ない。朝倉家と武田家の関係からすれば、越前に岡左内が庇護された可能性も想像できなくもないが、根拠が乏しく言下に肯定する事は慎重を要する。

① 姉川合戦

「姉川合戦」との銘々は、徳川史観旺盛な江戸時代、特に元龜争乱を中心とした軍記物に多用される。明治期の「旧参謀本部」は、「日

本戦史 姉川役」を編纂しているが、その内容は確証に至る論拠に乏しく、旧来の徳川史観を根底に据えながら、過去の軍記を無批判に取り上げている事実は免れ得ない。姉川合戦を語る上に於いて、数量的分析を施し纏められた「姉川合戦」文献が無い故に、バイブルとして依拠されてきた事は否めない。

しかし、近年の研究において、浅井長政感状¹⁰では、「辰鼻表合戦」と呼称され、「姉川合戦」という名称は徳川側の銘々である事が発露した。『織田信長文書の研究』¹¹(上巻)に於いても、「細川藤孝書状案」に「野村与申所迄執出」とあり、当時織田方では「姉川合戦」と呼称していない事が読み取れる。時代は百年余り下るが、『武家事紀』に「朝倉側には三田合戦と云う」との記載が伝播された。「姉川合戦」という名称は朝倉側で使用されてないようである。

それでは、「岡左内朝倉義景感状」に姉川合戦との文言があるが、そもそも本文書の来歴を見ておく必要がある。本文は岡左内の子孫が津軽藩に仕えた時に感状写しとして所持していたものと思われる。『群書系図部集』

「山縣系図」中にある「岡左内秀俊」が、朝倉家を去った後、蒲生家に仕えて一万石を付与され、その子と言われている岡半兵衛重政は二万石を給されたと文献にある。岡半兵衛重政は、慶長十八年に勘気を被り切腹した。その子の岡文左衛門が津軽家に仕え、一族中のいずれかの者が「岡左内朝倉義景感状」を筆写した可能性がある」と推測される。岡左内

が津軽家を頼った起因としては、石田三成の次男杉山源吾が、関ヶ原合戦に敗れ津軽へ落ち延びた。後に三成の三女と目される辰姫が津軽信枚の側室になっている所縁で、三成次女の夫とされる岡左内の子孫が津軽杉山家を頼ったとされている。あくまでも系譜と流説による証明である為、その杉山家と岡家の関係については推測の域を脱し得ない。文書についても、文書写しであった可能性があり、その正文の存在について不明である。

② 坂井図書

「岡左内朝倉義景感状」では、岡左内が討ち取った首を「坂井図書」と明記している。坂井図書は、これまでの諸文書や軍記には見

出せない。坂井久蔵が織田信長旗下で姉川の戦いに従軍し討ち死にしたと、『甫庵信長記』と『浅井三代記』に散見される。『甫庵信長記』は慶長十六年頃に完成に至ったとされるがその内容について、疑義が生じる箇所も指摘されている。『浅井三代記』に於いては、元禄元年頃の執筆とされる為、リアルタイムでない。また、最大の疑問は、織田旗下で浅井軍と闘っている坂井氏が、朝倉旗下の岡左内に首を採られる事は常識では考慮の余地がない。『武家事記』には政尚の長男であり、諱は「尚恒」とあり定かではない¹³。仮に坂井久蔵と図書が同一人物であったとして、織田左翼に布陣した図書が、中央突破した浅井軍に左前方に押出され、朝倉旗下の岡左内に討ち取られたと想像を逞しく働かせなければ辻褄が合わない。尚、徳川旗下酒井氏でも図書は見出せなかった。

三、義景感状の書札礼の比較検討

それでは、朝倉義景の感状について書札礼を考察する事で、「岡左内朝倉義景感状」と従来の感状との厚薄礼に於ける比較校合を实

施する。すでに、松原信之氏¹⁴や佐藤圭氏等の先学に於いて様々な観点から論考が発表されているが、その内容を典拠としながらも、「書止文言」別・厚薄別にグルーピングした。尚、本文書の翻刻については、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館発行の『朝倉氏五代の発給文書』（平成十六年三月三十一日刊）に依拠させて頂いた。冗長に帰する感があるものの、比較検討する材料として、朝倉義景感状との対比が必要と感じた。段落改行の「」については、敢えて省略した。「書止文言」別にA・B・C・Dのカテゴリを形成すると共に、「敬称」の厚薄も併せて検討する。従来の義景感状に於ける家臣団家格の差異により、書札礼厚薄の変化が生じるか否かも、実証の材料とした。

A 書止文言「恐々謹言」

【史料二】（『松雲公採集遺編類纂』所収『鳥居文書』）感状写

去月廿五日加賀国於江沼郡合戦之時、被切疵一ヶ所忠節神妙、弥可抽戦功者也、恐々謹言、
八月十四日
（花押影）

鳥居与一殿

【史料三】（『雑録追加』）感状写

去月廿三日加賀国於江沼郡合戦之時、首一討捕之、被衝疵三ヶ所、并中間三郎左衛門頸一討捕之忠節、可抽戦功候、恐々謹言、
八月十四日
義景（花押影）

向弥太郎殿

【史料四】（『寸金雑録』）感状写

去十三日於加賀国江沼郡敷地口合戦之時、頭一討捕之、被切疵一ヶ所粉骨忠節神妙候、弥可励軍功者也、恐々謹言、
八月十六日
（花押影）

（景忠）
雨夜新左衛門尉殿

【史料五】（『松雲公採集遺編類纂』所収『鳥居文書』）感状写

去十三日加賀国於江沼郡敷地口合戦之時、首一討捕之、并中間兵衛三郎被矢疵一ヶ所忠節神妙、弥可励軍功者也、恐々謹言、
八月十六日
（花押影）

鳥居与一左衛門尉殿

【史料六】（『武州文書』）感状写

去月十七日於加賀国能美郡小松口合戦時、被鐘疵三ヶ所并中間小五郎没命、忠節神妙、弥

可抽軍功者也、恐々謹言、

十月十三日

義景 (花押影)

三反崎八郎左衛門尉殿

【史料七】(『雜錄追加』) 感状写

去月十七日於加賀国能美郡本折口合戦時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

十月十三日

義景 (花押影)

向弥太郎殿

【史料八】(『武州文書』) 感状写

去月十二日加州凶徒就至金津上野出張、於熊坂口合戦之時、被切疵一ヶ所忠節神妙、弥可抽軍功者也、恐々謹言、

卯月十一日

義景 (花押影)

三反崎八郎左衛門尉殿

【史料九】(『武州文書』) 感状写

去月廿日於江州志賀郡下坂本合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、恐々謹言、

十月八日

義景 (花押影)

三反崎八郎左衛門尉殿

【史料十】(『和田文書』) 書状
去月廿日坂本合戦之刻、当手江被加之旨、^(景近)祝着候、弥入魂肝要候、委細鳥居兵庫助・藤

田弥八可申候、恐々謹言、

十月十五日

義景 (花押)

和田源内左衛門尉殿

B書止文言「謹言」

【史料十一】(『小島吉右衛門家文書』) 感状
(包紙上書き)

「小島清治郎殿 義景
進之候」

去十三日加賀国於江沼郡敷地口合戦之時、首二討捕之、被鐘疵一ヶ所忠節神妙、弥可励軍功者也、謹言、

八月十六日

(花押)

(包紙上書きと同筆)
「小島清治郎殿
進之候」

【史料十二】(『松雲公採集遺編類纂』) 所収
「齋藤文書」 感状写

去十三日於加賀国江沼郡敷地口合戦之時、頭一討捕之粉骨忠節神妙、弥可励戦功者也、

八月十六日

(花押影)

齋藤左京進とのへ

【史料十三】(『松雲公採集遺編類纂』) 所収

【水屋文書】 感状写

去十三日於加賀国江沼郡敷地口合戦之時、被切疵二ヶ所粉骨神妙、弥可抽戦功者也、

八月十六日

(花押影)

水屋彦六とのへ

【史料十四】(『松雲公採集遺編類纂』) 所収
「桑原文書」 感状写

去十三日於加賀国江沼郡敷地口合戦之時、被切疵一ヶ所忠節神妙、弥可抽戦功者也、謹言、

八月十六日

(花押影)

桑原源三郎とのへ

【史料十五】(『伊倉文書』) 感状
(封紙上書き)

去四日於加賀国江沼郡働橋辺打廻之時、敵取出、中間太郎三郎被矢疵一ヶ所之忠節為神妙者也、謹言、

卯月十日

(花押)

脇本六郎右衛門尉とのへ

【史料十六】(『野尻源右衛門家文書』) 感状
(封紙上書き)
「筒井小七郎とのへ 義景」

去月廿日於加賀国能美郡鵜谷口合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

(花押)

筒井小七郎とのへ

【史料十七】(『松雲公採集遺編類纂』所収

『鳥居文書』感状写

去月十七日於加賀国能美郡小松口合戦之時、

首一討捕之、首一中間弥七捕之忠節神妙、

弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

(花押影)

鳥居与一左衛門尉殿

【史料十八】(『松雲公採集遺編類纂』所収

『広瀬文書』感状写

去月十七日於加賀国能美郡本折口合戦時、首

一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

(花押影)

広瀬新六とのへ

【史料十九】(『朝倉盛衰記』感状写

去月十七日加賀国能美郡本折口合戦之時、首

一討取忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

義景判

村岡小八トノへ

【史料二十】(『朝倉盛衰記』感状写

去月十七日加賀国能美郡本折口合戦之時、首

一討取忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

義景判

鰐淵次郎左衛門トノへ

【史料二十一】(『朝倉盛衰記』感状写

去月十七日加賀国能美郡本折口合戦之時、首

一討取忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

義景判

野治惣八トノへ

【史料二十二】(『朝倉盛衰記』感状写

去月十二日加賀国能美郡本折口合戦之時、首

一討取忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月十三日

義景判

持田六郎兵衛トノへ

【史料二十三】(『増野春氏所蔵文書』感状

(封紙上書き)

「佐藤九郎右衛門尉とのへ 義景」

去月十二日加州凶徒至金津上野出張付而、於

高塚合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽

軍功者也、謹言、

卯月十一日

(花押)

佐藤九郎右衛門尉とのへ

【史料二十四】(『福井県立歴史博物館蔵』感

状

(封紙上書き)

「木下弥介とのへ 義景」

去月十二日加州凶徒至金津上野出張付而、於

熊坂口合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可

抽戦功者也、謹言、

卯月十一日

(花押)

木下弥介とのへ

【史料二十五】(『松雲公採集遺編類纂』所収

『鳥居文書』感状写

去月十二日加州凶徒就至金津上野出張、於熊

坂口合戦之時、父与一左衛門討死、首一小者

竹若捕之、首一小者たあ捕之忠節為神妙者也、

謹言、

卯月十一日

(花押影)

鳥居熊法師とのへ

【史料二十六】(『願成寺文書』感状

去月廿日於江州志賀郡下坂本合戦時、首一討

捕之忠節尤以神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月八日

(花押)

小泉藤介とのへ

【史料二十七】(『松雲公採集遺編類纂』所収『佐

藤文書』感状写

去月廿日於江州志賀郡下坂本合戦之時、首討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、謹言、

十月八日 (花押影)

佐藤弥四郎殿

【史料二十八】(『伊倉文書』) 感状

(封紙上書き)

「脇本六郎兵衛尉とのへ 義景」

去月廿六日於江州志賀郡堅田大手口合戦之時、首一川手新五左衛門討捕之忠節神妙、弥可励軍功者也、謹言、

十二月十三日 (花押)

脇本六郎兵衛尉とのへ

【史料二十九】(『片岡五郎兵衛家文書』) 感状

去月廿六日於江州志賀郡堅田搦手口合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

謹言、

十二月十三日 (花押)

新開源七殿

【史料三十】(『感状集』『朝倉家録』) 感状写

去月廿六日於江州志賀郡堅田搦手口合戦之時、首一討捕之中間小四郎被切疵一ヶ所、忠節神妙、弥可抽戦功者也、謹言、

十二月十三日 義景

橋爪知乗坊

C書止文言「者也」

【史料三十一】(『尊経閣古文書纂』) 感状

(封紙上書き)

「三沢小七郎とのへ 義景」

去月廿三日加賀国於江沼郡合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽戦功者也、

八月十四日 (花押)

三沢小七郎とのへ

【史料三十二】(『尊経閣古文書纂』) 感状

(封紙上書き)

「三沢小七郎とのへ 義景」

去十三日於加賀国江沼郡菅生口合戦之時、被切疵三ヶ所忠節神妙、弥可抽戦功者也、

八月十六日 (花押)

三沢小七郎とのへ

【史料三十三】(『久野文書』) 感状

(封紙上書き)

「久野六郎左衛門尉殿 義景」

去十三日加賀国於江沼郡敷地口合戦之時、被切疵二ヶ所忠節神妙、弥可抽粉骨者也、

八月十六日 (花押)

久野六郎左衛門尉殿

【史料三十四】(『横田家文書』) 感状写

去十三日於加賀国江沼郡敷地口合戦之時、首一討捕之忠節神妙候、弥可抽戦功者也、

八月十六日 (花押影)

島田新四郎とのへ

【史料三十五】(『朝倉盛衰記』) 感状写

去十三日加賀国江沼郡菅生口合戦之時、頸一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

八月十六日 義景判

岡本藤次郎トノへ

【史料三十六】(『加藤秀徳家文書』) 感状

去十六日加賀国至江沼郡横北口手遣之時、及一戦首一討捕之、尤忠節神妙、弥可励戦功者也、

九月十九日 (花押)

【史料三十七】(『松雲公採集遺編類纂』所収『賀文書』) 感状写

去卯月十八日於加賀国能美郡寺井口合戦之時、首一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

八月十五日 (花押影)

(直政)

有賀秦六とのへ

【史料三十八】（『野村家文書』）感状写

去月四日於加賀国江沼郡横北口合戦之時、首

一討捕之忠節為神妙者也、

永祿九

十月九日

（花押影）

野村七郎五郎殿へ

包紙上書

野村七郎五郎とのへ 義景

【史料三十九】（『保阪潤治氏所蔵文書』）感状

去月十七日於加賀国能美郡本折口合戦時、首

一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

十月十三日

（花押）

坪光六郎兵衛尉とのへ

【史料四十】（『青木庄左衛門家文書』）感状

去月十七日於加賀国能美郡本折口合戦時、首

一討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

十月十三日

（花押）

（後闕）

【史料四十一】（『花倉家文書』）感状

（封紙上書き）

「松田織之介とのへ 義景」

去月廿日於加賀国能美郡鶴谷口合戦之時、首

一討捕之忠節神妙、弥可抽戦功者也、

十月十三日

（花押）

松田織之介とのへ

【史料四十二】（『松雲公採集遺編類纂』所収）

『飯田文書』感状写

去月十七日於加賀国能美郡本折口合戦之時、

首一討捕之神妙、弥可抽忠功者也、

十月十三日

（花押影）

飯田又四郎とのへ

【史料四十三】（『秋田藩家蔵文書』）感状写

去月十二日加州凶徒至金津上野出張付而、合

戦之時、於牛屋口首一討捕之忠節神妙、弥可

勵軍功者也、

卯月十一日

（花押影）

堀四郎五郎とのへ

【史料四十四】（『朝倉盛衰記』）感状写

去月十二日加州凶徒就至金津上野出張、於熊

坂口合戦之時、首一討捕之、中間弥八被切疵

一ヶ所・鐘疵一ヶ所、三郎四郎被切疵一ヶ所

忠節神妙、弥可抽軍功者也、

卯月十一日

義景判

堀二郎三郎トノへ

【史料四十五】（『朝倉盛衰記』）感状写

去月十二日加州之凶徒就至金津上野出張付

而、於熊坂口合戦之時、首一討捕之忠節神妙、
弥可抽軍功者也、

卯月十一日

義景判

手島藤五郎トノへ

【史料四十六】（『寸金雜録』）感状写

去月廿日於江州志賀郡下坂本合戦之時、首一

森三左衛門討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

十月八日

義景

齋藤新三郎殿

【史料四十七】（『中道院文書』）感状

（封紙上書き）

「千阿弥

義景」

去月十日於江州志賀郡穴太口、野伏之時、被

鉄炮疵一ヶ所忠節為神妙者也、

十二月五日

（花押）

千阿弥

【史料四十八】（『尊経閣古文書纂』）感状

（封紙上書き）

「三沢二郎左衛門尉とのへ 義景」

去月廿六日於江州志賀郡堅田合戦之時、首一

討捕之忠節神妙、弥可抽軍功者也、

十二月十三日

（花押）

三沢次郎左衛門尉とのへ

D書止文言「初如件」

【史料四十九】〔朝倉家祿〕感状写

去月八日於加賀国能美郡騎馬口合戦之時、首一討捕之、被切疵・鏈疵ニテ所、忠節神妙也、弥可励戦功者也、初如件

十月十三日 義景判

岸田甚助とのへ

四、朝倉義景感状の比較検討

義景感状をテンプレート別に配列する。

①年代別に於ける配列

年代別に時系列でソートを行うと次の特徴が見出される。

【弘治元年】

「恐々謹言」史料二、三、四、五

「謹言」史料十一、十二、十三、十四

「者也」史料三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六

*加賀国江沼郡に於ける一揆との合戦

【弘治二年】

「謹言」史料十五

「者也」史料三十七

*加賀国能美郡に於ける一揆との合戦

【永祿七年】

「恐々謹言」史料六、七

「謹言」史料十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二

「者也」史料三十八、三十九、四十、四十一、四十二

「初如件」史料四十九

*加賀国能美郡に於ける一揆との合戦

【永祿十年】

「恐々謹言」史料八

「謹言」史料二十三、二十四、二十五

「者也」史料四十三、四十四、四十五

*加賀国金津上野での堀江・一揆との合戦

【元亀元年】

「恐々謹言」史料九、十

「謹言」史料二十六、二十七、二十八、二十九、三十

「者也」四十六、四十七、四十八

※近江国坂本に於ける織田との合戦

書止文言が「恐々謹言」の場合、敬称に於いては「殿」のセットとなる。「謹言」又は「者也」で且つ敬称が「殿」である場合、史料番号に棒線を施した。書止文言「謹言」で敬称

が「殿」であるのは、「小島清治郎」「鳥居与一左衛門」「新開源七」である。書止文言「者也」で敬称が「殿」であるのは、「久野六郎左衛門尉」「野村七郎五郎」「斎藤新三郎」である。朝倉家中でどのような序列であったのかは『朝倉盛衰記』を参照されたい。

②感状に見る朝倉家臣団の特徴

感状に見る家臣団の特徴を配列した。

【恐々謹言】「同族庶流」向、三反崎

「内衆」鳥居↓後「謹言」へ

「国人」雨夜

「国外」和田

【謹言】「年寄衆」小泉

「内衆」斎藤、(鳥居)、新開、

鰐淵

「国人」小島、脇本、

「大野内衆」佐藤

「敦賀内衆」野治

「不詳」水屋、桑原、筒井、広瀬

村岡、持田、木下、橋爪

【者也】「内衆」堀、(斎藤)

「大野内衆」島田

「不詳」三沢、久野、岡本、有賀、

野村、坪光、松田

飯田、手島、千阿弥

【初如件】「不詳」岸田

「英林孝景以前の同族。内衆、国人、大野郡・敦賀郡内衆」の名が散見される。「同族庶流」の向氏と三反崎氏は、一貫として書正文言「恐々謹言」敬称の「殿」は変わらない。しかし内衆の鳥居氏は、代数が下るにつれ薄礼化する。家臣団中の家格が感状の厚薄に影響する事は免れ得ない。但し、敬称「殿」については、小島・鳥居・新開・久野・野村・斎藤に厚礼を施した配慮が看取できる。紙幅の都合上主要家臣団の紹介に止める。¹⁵⁾

【鳥居与一左衛門尉家】鳥居一族は興福寺衆徒の一族とされ、朝倉氏景との主従関係に転じたものと推測されている。史料二、五、十七、二十五が該当するが、弘治元年に与一と与一左衛門尉に対し「恐々謹言」の等礼で感状を与えている。与一と与一左衛門の關係は不明であるが、恐らく与一が与一左衛門の父親であった事が推測できる。しかし、与一

左衛門に対し、史料五では「恐々謹言」であるのに対し、永禄七年の史料十七に於ける書正文言が「謹言」と変化している。永禄十年の合戦で与一左衛門が討ち死にした際に、子息熊法師宛感状では「父与一左衛門討死」を悼んだ内容が看取できる。与一左衛門は、父与一の死後薄礼化が推移し史料二十五の子息宛感状に至っては「熊法師とのへ」との敬称となる。朝倉家中の序列が変化している点が読み取れ興味深い。

【向氏】史料二、七にあらわれる向氏は、越前朝倉氏二代徳岩高景三男の向氏の庶流と思われる。しかし、『壬生家文書朝倉家伝記』¹⁶⁾や他の文書には、弥太郎は認められない。恐らく、向駿河守家や三河守家の同族が加賀合戦に同行したと推測される。

【雨夜氏】府中の式内社に雨夜神社があったとされ、雨夜氏に名代職が付与された。しかし、雨夜新左衛門は弘治二年から数年に亘り、年貢諸済物を無沙汰したことによりその職を剥奪された。

【三反崎氏】史料六、八、九にあらわれる三反崎氏は、越前朝倉氏二代徳岩高景四男の三反

崎に比定される。三反崎八郎左衛門尉は、『朝倉亭御成記』に掲出される三反崎虎松、三郎右衛門尉景敬、三反崎三郎兵衛尉よりも傍系に当たると思われる。八郎左衛門尉は、後に結城秀康に仕えている。

【和田源内左衛門尉】近江の武士である和田氏が、坂本合戦に朝倉方に合力し参加した。史料十に見られる文書は、「岡左内朝倉義景感状」と対比する上で、下賜者の生国ならびに合戦場所が文言に示唆され興味深い。

【斎藤氏】斎藤氏は二系統あったと考えられ、坂井郡の斎藤氏と美濃から移動した斎藤氏と言われている。史料十二の斎藤左京進は、永禄六年十月十二日付連署書状の斎藤左京進景将と同一人物とされ、史料四十六の斎藤新三郎もその庶流ではないかと想像される。

【脇本氏】史料十五、二十八に、「脇本六郎右衛門尉」と「脇本六郎兵衛尉」が見える。脇本六郎右衛門尉と脇本六郎兵衛尉は、同姓で通字六郎を使用している点から親族関係が想像できる。越前丹生郡脇本の地名から興った国人衆であることが考えられ、『尊卑分脈』に河合斎藤系とあり、『中興系図』にも散見

される。

【野治氏】敦賀郡の寺領文書である、『善妙寺寺領目録』に「野路与二」とあり、野治惣八も同族の庶流ではないかと思われる。尚、管見の限りに於いて野治惣八の感状を確認しており、「之」の欠落や「惣」の当て字が見られるものの概ねその内容は正しく、『朝倉盛衰記』が朝倉義景感状を書写した徴証が認められる。

③義景感状の書札礼テンプレート

〇〇月 〇州 手遣之時
去()〇〇日〇〇国〇〇郡〇〇〇合戦
凶徒至〇〇〇〇出張

が前節のテンプレートである。
必ず年は記さず、去月日又は去日が来る。
そして、国・郡・合戦の場所、又はどの場所
所に凶徒が至ったかを記している。

首一討捕之(頸・頭)
被切〇ヶ所(粉骨) 忠節神妙
鍵 衡

手柄の内容と、首採・疵を被った事を記載、

父 討死
中間 被〇疵〇ヶ所忠節神妙

家来や親族の働きも賞揚し、

励 戦功 勿如件
弥可抽 軍功 者也
(忠節為神妙)

で結語となる。
「史料十」の和田文書については、国・郡を省略して、「坂本合戦」と記載している。和田源内左衛門尉が近江国出身であるので、わざわざその国・郡を記載せずとも合戦の場所は分明であり、感状足り得るとい判断が働いたものと思われる。史料四十九の最後のセンチンスとして、「勿如件」は『朝倉家禄』¹⁷所収岸田氏感状の特徴と言えよう。

五、「岡左内朝倉義景感状」の比較校合

①書札礼家格に於ける感状の検証

第三章で見られる、書止文言「恐々謹言」敬称「殿」の等礼を英林孝景以前の庶流である向氏や三反崎氏に対し適応させている。岡左内は、若狭守護武田家を親族とする系譜とされ、当然同族クラスの礼儀に倣えば書止文言「恐々謹言」と敬称「殿」が用いられる筈である。しかし、書止文言「恐々謹言」は用いられておらず、「状如件」である。義景の母「広徳院」の実家である武田氏の遠戚者に対して薄礼である事は否めない。そして肝心である論点として、「状如件」の使用法である。一貫として、英林孝景から五代義景に亘る迄、「状如件」は知行宛行状のみ使用され、感状では一切使用されていない点である。

②従来の感状との比較検討

それでは次に、文言について対比較合する。

去六月廿八日A於姉川合戦之刻B坂井
凶書採首其外C種々之働無比類忠節
之段別而D感入候此已後E猶可相抽粉

¹⁷『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

骨候F状如件

元亀元

七月朔日 義景(花押)

岡左内殿

右文書の棒線が疑義に関する箇所である。

A 於姉川合戦

『武家事記』では「朝倉方が三田合戦と言った」としている。なによりも本感状は、他の義景感状と比して、○○国○○郡○○合戦と書かれていない所が大きな相違点である。

通常では、「於江州北郡三田合戦」となるのではないか。『己行記』¹⁸ではこの合戦場所の名称を「北郡」としている。浅井家では、「辰鼻表合戦」又は「野村河原合戦」「野村表」と称している。¹⁹ 姉川合戦と称したのは後の徳川史観の頭れであろう。

B 坂井凶書

第二章の②と同内容。

C 種々之働

他の朝倉義景感状では、具体的な戦功や疵を数字で挙げているのに対し、内容が抽象的である点が相違点として挙げられる。

D 感入候

従来の義景感状では、「尤祝着候」等の言葉で表現されている。「感入候」は管見の限りではない。

E 猶

朝倉関係の書状として、「猶」の用法は、猶書きとして使用される以外はない。「猶○○○○可申候」とフレーズ化され、「詳細は○○が申し上げます」のケースが一般的である。

F 状如件

本章の①に同内容記載。

六．結語

「岡左内朝倉義景感状」が真正文書か偽文書かの結論を急ぐ前に、検討すべき論点がある。即ち、『古記大全』は明治時代に書写されたもので、感状下賜より数百年が経過している点、ならびに文書の再写である可能性が高い。その事は岡氏の系譜が、ある時期から各地に分散している事からも読み取れる。前章では「岡左内朝倉義景感状」と従来の朝倉義景感状が、六点に亘って相違する事

を指摘した。特にAとFに於いては疑義が大きいと感じている。但し結論に至るには拙速に過ぎ、より慎重な配慮が必要と感ずる。

本来ならば現地踏査の上、感状正文(写し)を検証しなければならない。その上で真偽の判定を下さねばテーゼに反するであろう。感状正文の発見が待たれる所でもある。しかし、あえて最大限に想像を逞しくする事を許して頂けるならば、「感状の遺失」による憶測書き、「虫損・破損」部分が著しく劣化した為の憶測書きが想定される。又は、「江州三田合戦」では徳川時代には響きが悪い。よって、「姉川合戦」と書き替える事により誰でもが認める感状へと価値を高める必要があったのかも知れない。しかし、本質は未だに不分明で、後考の卓見が待ち望まれる。浅学稚拙な管見に対し、博学なる先達よりご批判を賜れば幸甚である。

【付記】『古記大全』の写真提供では、弘前市の佐藤博氏のお力をお借りした事を謝す。

註

- (1) 『古記大全』(草稿本) 藤田貞元編。藤田貞元の草稿を合本して古記大全と題せるものにして主として古文書の書写日記記録類の抜書及びその考証。
- (2) 直状の定義としては、自筆書状であるか、右筆が書いた物に花押を据えたものであるかは争わないものとする。
- (3) 『石田三成とその子孫』(新人物往来社、白川亨著、2007年)
- (4) 『群書類従』消息部(安富元盛伝来、成立年月日未詳、十六世紀前半カ)
- (5) 『群書類従』消息部(大館常興作成、成立年月日未詳、十六世紀前半カ)
- (6) 『古記大全』ではほぼ十字程度の間隔で本文中に丸印が施してあったが、敢えて打刻された印又は「」も記載しなかった。
- (7) (3) 105頁参照。
- (8) 『朝倉氏五代の発給文書』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2004年発行) 文書整理番号167、241、246参照。
- (9) 東大阪市朝倉弘景氏所蔵文献。福井県立図書館所蔵は、水藤真氏による翻刻と奥書。
- (10) 『浅井長政と姉川合戦』(サンライズ出版、太田浩司著、2011年)
- (11) 『織田信長文書の研究上巻』(吉川弘文館、奥野高廣著、1969年)
- (12) 『織田信長家臣人名辞典』(吉川弘文館、谷口克広著、1995年、191頁参照。)
- (13) 同右
- (14) 『越前朝倉氏の研究』(吉川弘文館、松原信之著、2008年)
- (15) 同右を典拠とし、『朝倉盛衰記』『姓氏家系大辞典』(角川書店、太田亮著、1963年) に依拠したが、その中で若干管見を感じた点を追記しておいたが、大筋については、『越前朝倉氏の研究』を流用させて頂いた。
- (16) 京大文学部博物館古文書室所蔵文書
- (17) 富山県で発見された朝倉軍記と文書を1982年に翻刻発行された。
- (18) 『堺市博物館報』第26号、平成19年3月「堺妙國寺蔵「己行記」について」史料研究を中心に「矢内一磨著」尚、本館報については、河内将芳氏の御教示を賜った。
- (19) (10) を参照